

(別紙 1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後		現 行	
	障 発 第 1031001 号		障 発 第 1031001 号
	平成 18 年 10 月 31 日		平成 18 年 10 月 31 日
一部改正	障 発 第 0402003 号	一部改正	障 発 第 0402003 号
	平成 19 年 4 月 2 日		平成 19 年 4 月 2 日
一部改正	障 発 第 0331021 号	一部改正	障 発 第 0331021 号
	平成 20 年 3 月 31 日		平成 20 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 第 0331041 号	一部改正	障 発 第 0331041 号
	平成 21 年 3 月 31 日		平成 21 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 1007 第 3 号	一部改正	障 発 1007 第 3 号
	平成 21 年 10 月 7 日		平成 21 年 10 月 7 日
一部改正	障 発 0928 第 1 号	一部改正	障 発 0928 第 1 号
	平成 23 年 9 月 28 日		平成 23 年 9 月 28 日
一部改正	障 発 0330 第 5 号	一部改正	障 発 0330 第 5 号
	平成 24 年 3 月 30 日		平成 24 年 3 月 30 日
一部改正	障 発 0329 第 16 号	一部改正	障 発 0329 第 16 号
	平成 25 年 3 月 29 日		平成 25 年 3 月 29 日
一部改正	障 発 0331 第 51 号	一部改正	障 発 0331 第 51 号
	平成 26 年 3 月 31 日		平成 26 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 1001 第 1 号	一部改正	障 発 1001 第 1 号
	平成 26 年 10 月 1 日		平成 26 年 10 月 1 日
一部改正	障 発 0331 第 21 号	一部改正	障 発 0331 第 21 号

改 正 後	現 行
平成 27 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日 <u>一部改正</u> 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日 <u>最終改正 障 発 0330 第 3 号</u> <u>令和 3 年 3 月 30 日</u>	平成 27 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日 <u>最終改正</u> 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項につい	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項につい

改 正 後	現 行
て 記 第一 届出手続の運用 1 届出の受理	て 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。 なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。 記 第一 届出手続の運用 1 届出の受理 （１） 届出書類の受取り 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年

改 正 後	現 行
	法律第 123 号。以下「法」という。) 第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。) 又は基準該当障害福祉サービス事業者 (以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。) 側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。) 第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所 (以下「多機能型事業所」という。) として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。 (2) 要件審査 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として 2 週間以内を標準とし、遅くとも概ね 1 月以内とすること (相手方の補正に要する時間は除く)。 (3) 届出の受理 要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として 1 件書類を返戻すること。 (4) 届出に係る加算等の算定の開始時期 届出に係る加算等 (算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場

改 正 後	現 行
(5) 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度の実績<u>等</u>に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算<u>等</u>の届出は4月中に届出を行うことを認めること。 <u>なお、就労継続支援A型の基本報酬の算定区分の届出に当たっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(令和3年3月30日付け障発 0330 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)を参照すること。</u>	合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。 (5) 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度<u>又は前年度末日</u>の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認めること。 2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。）において閲覧に供するほか、指定障害福祉サービス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）で掲示すること。 3 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な

改 正 後	現 行
	調査を行うこと。 4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。 (2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らか場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（第二の2の(1)の⑮、(2)の⑧、(3)の⑨及び(4)の⑦並びに第4の5における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介

改 正 後	現 行
第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 1 通則 （１） 算定上における端数処理について ① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。 <u>この計算の後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改</u>	護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。 6 利用者に対する利用料の過払い分の返還 4 又は 5 により不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 1 通則 （１） 算定上における端数処理について ① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

改 正 後	現 行
<u>正する告示（令和３年厚生労働省告示第 87 号）附則第 14 条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が 1 単位に満たない場合は、1 単位に切り上げて算定する。</u> <u>ただし、特定事業所加算、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。</u> （例 1） 居宅介護（居宅における身体介護 <u>30 分以上 1 時間未満で 402 単位</u>） - 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70% <u>$402 \times 0.70 = 281.4 \rightarrow 281$ 単位</u> - 基礎研修課程修了者で深夜の場合 <u>$281 \times 1.5 = 421.5 \rightarrow 422$ 単位</u> ※ <u>$402 \times 0.70 \times 1.5 = 422.1$ として四捨五入するのではない。</u> （例 2） 居宅介護（居宅における身体介護 30 分以上 1 時間未満で 402 単位） <u>月に 6 回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に 15%を加算</u> <u>$402 \times 6 \text{ 回} = 2,412$ 単位</u> <u>$2,412 \times 0.15 = 361.8 \rightarrow 362$ 単位</u> なお、<u>加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて</u>、その合成単位数は、既に端数処理をした単	（例） 居宅介護（居宅における身体介護 <u>2 時間 30 分以上 3 時間未満で 815 単位</u>） - 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70% <u>$815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571$ 単位</u> - 基礎研修課程修了者で深夜の場合 <u>$571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857$ 単位</u> ※ <u>$815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。</u> <u>（新設）</u> なお、<u>サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており</u>、その合成単位数は、既に端数処理をし

改 正 後	現 行
位数（整数値）である。 ② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる 1 円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。 （例） 前記①の事例（例 1）で、このサービスを月に 4 回提供した場合（地域区分は 1 級地） ・ <u>422</u> 単位 × 4 回 = <u>1,688</u> 単位 ・ <u>1,688</u> 単位 × 11.20 円／単位 = <u>18,905.6 円 → 18,905 円</u>	た単位数（整数値）である。 ② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる 1 円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。 （例） 前記①の事例で、このサービスを月に 4 回提供した場合（地域区分は 1 級地） ・ <u>857</u> 単位 × 4 回 = <u>3,428</u> 単位 ・ <u>3,428</u> 単位 × 11.20 円／単位 = <u>38,393.6 円 → 38,393 円</u> （２） 障害福祉サービス種類相互の算定関係について 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。 また、日中活動サービスの報酬については、1 日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第 166 条第 1 項第 1 号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動

改 正 後	現 行
(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援<u>(企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。)</u>に係る基本報酬の算定について ① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型 ② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。 (一) 企業等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支援」	サービスの報酬は算定できない。 (3) 日中活動サービスのサービス提供時間について 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。 また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。 (4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について ① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型 ② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。 (一) 企業内等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支

改正後	現 行
という。) (二) <u>企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援</u> (三) 在宅において利用する場合の支援 ③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。<u>以下「就労系留意事項通知」という。</u>）を参照すること。	援」という。) (二) <u>利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で 行う支援（以下「施設外就労」という。）</u> (三) 在宅において利用する場合の支援 ③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。 (5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。 ② 新設、増改築等の場合の利用者数について (一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1

改 正 後	現 行
	年未満の実績 しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。 ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。 また、自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第34条の18の3の第7号に規定する利用者

改 正 後	現 行
	の推定数の 90%を利用者の数とし、新設等の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者の延べ数を 6 で除して得た数とし、新設等の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間ににおける全利用者の延べ数を 12 で除して得た数とする。 (二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が 3 月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を 3 月間の開所日数で除して得た数とする。 (三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2 の(1)の⑨を除き、以下同じ。）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。 (6) 定員規模別単価の取扱いについて ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。 ② ①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。 また、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

改 正 後	現 行
	支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第 2 条第 16 号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。 ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。 （7） 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について ① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型 ② 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各

改 正 後	現 行
	種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 70 となるものではないことに留意すること。 ③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年厚生労働省告示第 550 号。以下「第 550 号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。 ④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い （一） 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1 日の利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この（一）から（三）まで及び⑤において同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）まで及び⑤において同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。

改 正 後	現 行
	イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1 日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。 (二) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い ア 直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について利用者全員につき減算を行うものとする。 (例) 利用定員 30 人、1 月の開所日数が 22 日の施設の場合 $30 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,980 \text{ 人}$ $1,980 \text{ 人} \times 1.25 = 2,475 \text{ 人}$ (受入れ可能延べ利用者数) ※ 3 月間の総延べ利用者数が 2,475 人を超える場合に減算となる。 ただし、定員 11 人以下の場合（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が 11 人以下の場合。）は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。 (三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一) 及び (二) と同様、当該多機能型事業所

改正後	現 行
	等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。 (例1) 利用定員 40 人の多機能型事業所（生活介護の利用定員 20 人、自立訓練（生活訓練）の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人）の場合の 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算 ・ 生活介護 → $20 \text{ 人} \times 150\% = 30 \text{ 人}$（10 人まで受入可能） ・ 自立訓練（生活訓練） → $10 \text{ 人} \times 150\% = 15 \text{ 人}$（5 人まで受入可能） ・ 就労継続支援 B 型 → $10 \text{ 人} \times 150\% = 15 \text{ 人}$（5 人まで受入可能） サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。 ・ 生活介護→30 人 ・ 自立訓練（生活訓練）→15 人 ・ 就労継続支援 B 型→15 人 (例2) 利用定員 40 人、1 月の開所日数が 22 日の多機能型事業所（生活介護の利用定員 20 人、自立訓練（生活訓練）の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人）の場合の過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算 ・ 生活介護 → $20 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,320 \text{ 人}$ $1,320 \text{ 人} \times 125\% = 1,650 \text{ 人}$（利用定員を超える受入可能

改 正 後	現 行
	人数→1,650人－1,320人＝330人) ・ 自立訓練（生活訓練） → 10人×22日×3月＝660人 660人×125％＝825人（利用定員を超える受入可能人数 →825人－660人＝165人） ・ 就労継続支援B型 → 10人×22日×3月＝660人 660人×125％＝825人（利用定員を超える受入可能人数 →825人－660人＝165人） サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。 ・ 生活介護→1,650人 ・ 自立訓練（生活訓練）→825人 ・ 就労継続支援B型→825人 ⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における 定員超過利用減算の具体的取扱い (一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た 数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を 行うものとする。 イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100 分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合 に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとす

改 正 後	現 行
	る。 (二) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について利用者全員につき減算を行うものとする。 (例) 利用定員 50 人の施設の場合 $(50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 30 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) = 4,600 \text{ 人}$ $4,600 \text{ 人} \times 105\% = 4,830 \text{ 人}$ (受入れ可能延べ利用者数) ※ 3 月間の総延べ利用者数が 4,830 人を超える場合に減算となる。 (三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い 短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。 ⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。 (一) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児童福祉法（昭

改 正 後	現 行
	和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 6 の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合 (二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成 18 年 4 月 3 日付け障 障発第 0403004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) により定員の枠外として取り扱われる入所者 (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者 (四) 3 の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者 ⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。 (8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について ① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型(基準該当就労継続支援 B 型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

改 正 後	現 行
	② 算定される単位数 (一) 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。 イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。 (二) サービス管理責任者の人員欠如について ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。 イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。 ※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。 ③ 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 ④ 人員欠如減算の具体的取扱い

改 正 後	現 行
	(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。（三）、（四）及び（五）において同じ。）について減算される。 また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 (二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。 ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 (三) (一)及び(二)以外の人員欠如については、その翌々月から人

改 正 後	現 行
	員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 (四) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 (五) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。 ⑤ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。 ⑥ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。 ⑦ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 (9) 夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

改 正 後	現 行
	① 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援 ② 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。 ③ 指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、報酬告示及び第 550 号告示の規定に基づき、介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ④ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い 夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員）について、所定単位数が減算されることとする。 （一）夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において夜勤を行う生活支

改 正 後	現 行
	援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 (二) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ⑤ 減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。 ⑥ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。 (10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助 ② 算定される単位数 (一) 減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70とする。 (二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。 ※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものでは

改 正 後	現 行
	ないことに留意すること。 ③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。 ④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。 (一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。 (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。 ⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 (11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について ① 対象となる障害福祉サービス

改 正 後	現 行
	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、自立生活援助 ② 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものではないことに留意すること。 ③ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に 6 月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。 ④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い （一） 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から 1 年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている 1 月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。 なお、「標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

改正後	現 行
(12) 身体拘束等の<u>廃止・適正化のための取組が適切に行われていない</u>場合の所定単位数の算定について ① 対象となる障害福祉サービス <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援</u>	ア 自立訓練（機能訓練） 24 月間 イ 自立訓練（生活訓練） 30 月間 ウ 就労移行支援 30 月間（規則第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42 月間又は 66 月間とする。） エ 自立生活援助 18 月間 (二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。 ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の 2 日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。 イ 規則第 6 条の 6 第 1 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を 1.75 で除して得た期間とする。 ウ 規則第 6 条の 6 第 2 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を 1.4 で除して得た期間とする。 (12) 身体拘束等<u>にかかると記録が未作成</u>の場合の所定単位数の算定について ① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（基準該当就労継続支援 B 型を含む。）、共同生活

改正後	現 行
A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、共同生活援助 ② 算定される単位数 1日につき5単位を所定単位数から減算する。 <u>なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u> ③ 当該減算については、<u>次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する</u>事実が生じた場合<u>であって</u>、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、<u>利用者</u>全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。 <u>なお、都道府県知事は、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実</u>が継続する場合には、<u>改善</u>を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 <u>（一） 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場</u>	援助 ② 算定される単位数 1日につき5単位を所定単位数から減算する。 ③ 当該減算については、<u>施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない</u>事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、<u>入所者</u>全員について所定単位数から減算することとする。<u>なお、</u>これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。 ④ 都道府県知事は、<u>当該記録の未作成</u>が継続する場合には、<u>記録の作成</u>を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 <u>（新設）</u>

改 正 後	現 行
<u>合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</u> <u>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。</u> <u>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u> <u>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</u> <u>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</u> <u>④ 経過措置</u> <u>(一) 次のサービスにおいて、令和5年3月31日までの間は、1の(12)の③の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該</u>	<u>(新設)</u>

改正後	現 行
<u>当する場合であっても、減算しない。</u> <u>療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（基準該当就労継続支援 B 型を含む。）、共同生活援助</u> <u>（二） 次のサービスにおいて、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、1 の（12）の③の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</u> <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援</u>	（13） 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。 （例 1） 定員超過利用減算について所定単位数の 100 分の 70 に、人員欠如減算について所定単位数の 100 分の 50 に該当する場合 → 所定単位数の 100 分の 50 の報酬を算定 （例 2） 定員超過利用減算について所定単位数の 100 分の 70 に、人員欠如減算について所定単位数の 100 分の 70 に該当する場合 → 所定単位数の 100 分の 70 の報酬を算定

改 正 後	現 行
<u>(14) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて</u> <u>常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。</u> <u>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。</u> <u>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。</u>	なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</u> <u>(15) 文書の取扱いについて</u> <u>① 電磁的記録について</u> <u>指定事業者及びその従業者（以下この(15)において「事業者等」という。）は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。令和 3 年 7 月 1 日施行予定。</u> <u>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</u> <u>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</u> <u>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</u> <u>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備え</u>	<u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>られたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</u> (三) <u>その他、指定障害福祉サービス基準第 224 条、指定障害者支援施設基準第 57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。）第 46 条及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。）第 31 条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</u> (四) <u>また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u> ② <u>電磁的方法について</u> <u>事業者等は、交付、説明、同意、締結等（以下「交付等」という。）について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。令和 3 年 7 月 1 日施行予定。</u> (一) <u>電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</u> <u>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7</u>	

改 正 後	現 行
<u>条、地域相談支援基準第5条及び計画相談支援基準第5条（以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。）第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>（ア） 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの</u> <u>a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>（イ） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及</u>	

改 正 後	現 行
<u>び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> <u>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u> <u>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> <u>エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>(ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</u> <u>(イ) ファイルへの記録の方式</u> <u>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> <u>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の</u>	

改 正 後	現 行
<u>相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。</u> <u>(三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。</u> <u>(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるものとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</u> <u>(五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u> <u>③ その他</u> <u>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にするとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。</u> <u>(二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上</u>	

改 正 後	現 行
<u>の添付書類等を求めないものとする。</u> 2 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費	2 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ① 居宅介護サービス費の算定について 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位（家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。）として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。 また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。 なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。 ② 基準単価の適用について 居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間

改正後	現 行
<u>④ ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</u> <u>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この④において「障害者等」という。)であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</u> <u>イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</u> <u>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</u> <u>(一) 算定に当たっての留意事項</u> <u>ア 研修の要件</u> <u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u> <u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u>	の(5)の④((四)を除く。)の規定を準用する。 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u> <u>(イ) ④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</u> <u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u> <u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u> <u>イ 障害者等の確認方法</u> <u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</u> <u>(ア) 身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u> <u>(イ) 知的障害者</u> <u>① 療育手帳</u> <u>② 療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u>	

改 正 後	現 行
<u>(ウ) 精神障害者</u> <u>以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)</u> ① <u>精神障害者保健福祉手帳</u> ② <u>精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)</u> ③ <u>精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u> ④ <u>自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)</u> ⑤ <u>医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等</u> <u>(エ) 難病等対象者</u> <u>医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u> <u>(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法</u> <u>(二) 手続</u> <u>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u> <u>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業</u>	

改正後	現 行
<u>所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</u> <u>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</u> ⑤ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>4</u>の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。 ⑥ 同行支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>5</u>の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について<u>支援回数に応じて</u>算定できるものであること。 ⑦ <u>緊急時支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の3の6の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</u>	④ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>3</u>の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。 ⑤ 同行支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>4</u>の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。 <u>(新設)</u>

改正後	現 行
<u>(六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u> ⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 <u>⑨ 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の3の8の日常生活支援情報提供加算については、<u>精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。</u> <u>「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。</u> <u>「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。</u> <u>情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u>	⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>⑩ 居住支援連携体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の3の9の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実に図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。</u> <u>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。</u> <u>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</u> <u>情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ</u>	<u>（新設）</u>

改 正 後	現 行
<u>電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u> <u>当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u> <u>⑪ 地域居住支援体制強化推進加算について</u> <u>報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。</u> <u>説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告す</u>	<u>（新設）</u>

改 正 後	現 行
<u>ること。</u> <u>当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u> (8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ① 共同生活援助サービス費について	(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ① 共同生活援助サービス費について (一) 共同生活援助の対象者について 共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。 この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。 なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141

改正後	現行
確保することが必要である。<u>また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</u> なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。 ⑳ 通勤者生活支援加算の取扱いについて ㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第15の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。 (削る)	等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。 ㉑ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の⑪の規定を準用する。 ㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。 ㉓ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の11の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u>
第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1 指定地域移行支援 (1) 地域移行支援サービス費について ① 地域移行支援サービス費の区分について	第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1 指定地域移行支援 (1) 地域移行支援サービス費について

改正後	現 行
(一) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。 イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第1条第1項第2号から第4号までに規定する施設（以下「対象施設」という。）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が<u>3人</u>以上であること。	① 地域移行支援サービス費の区分について (一) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。 ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。 イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。）</u>第1条第1項

改 正 後	現 行
(二) <u>地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成30年厚生労働省告示第114号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</u> <u>(三) 地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(一)又は(二)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</u>	第2号から第4号までに規定する施設(以下「対象施設」という。)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が<u>1人</u>以上であること。 ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。 <u>(新設)</u> <u>(二)</u> 地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、(一)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移

改 正 後	現 行
<u>(3) ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域移行支援従事者」と、「指定地域移行支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</u> <u>(4) 初回加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第1の1の<u>3</u>の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。 ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合	行支援を行った場合に算定する。 ② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 (一) 地域移行支援計画の作成（地域相談支援基準第20条） (二) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合（地域相談支援報酬告示第1の1の注2） (2) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑯の規定を準用する。 <u>(新設)</u> <u>(3) 初回加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第1の1の<u>2</u>の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。 ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入

改正後	現 行
や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。 <u>(5)</u> 集中支援加算の取扱いについて <u>(6)</u> 退院・退所月加算の取扱いについて ① 地域相談支援報酬告示第1の3の<u>注1</u>の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。 また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。 この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をし	院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。 <u>(4)</u> 集中支援加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。 <u>(5)</u> 退院・退所月加算の取扱いについて ① 地域相談支援報酬告示第1の3の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。 また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。

改正後	現 行
なかったときは、当該加算額を返還させるものとする。 なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。 <u>③ 地域相談支援報酬告示第1の3の注2は、利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものであること。</u> <u>(7)</u> 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて	この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。 なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。 ② 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 (一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合 (二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合 (三) 死亡による退院、退所等の場合 <u>(新設)</u> <u>(6)</u> 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて ① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できるものであること。 また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。 ② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。

改 正 後	現 行
③ <u>市町村により</u>地域生活支援拠点等として<u>位置付けられていること</u>を都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 <u>(8)</u> 体験宿泊加算の取扱いについて	なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。 ③ 地域生活支援拠点等として<u>の機能を担うものとして</u>、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 <u>(7)</u> 体験宿泊加算の取扱いについて ① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。 なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。 また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。 ② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、

改 正 後	現 行
	利用者の意向を確認すること。 ③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。 なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。 ④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。 ⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも1晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。 なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。 ⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。

改 正 後	現 行
⑦ <u>市町村により</u>地域生活支援拠点等として<u>位置付けられていること</u>を都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 <u>(9) 居住支援連携体制加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第1の6の居住支援連携体制加算については、第2の3の(7)の⑩の規定を準用する。</u> <u>(10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第1の7の地域居住支援体制強化推進加算については、第2の3の(7)の⑪の規定を準用する。</u> 2 指定地域定着支援 (2) 緊急時支援費の取扱いについて ① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。	なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。 ⑦ 地域生活支援拠点等として<u>の機能を担うものとして</u>、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 2 指定地域定着支援 (1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について 指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（第42条第3項） ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（第43条第2項） (2) 緊急時支援費の取扱いについて ① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との

改正後	現 行
② 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 ③ 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。 ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。 ④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。	話合いにより申し合わせておくこと。 ② 地域相談支援報酬告示第2のロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 ③ 地域相談支援報酬告示第2のロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。 ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。 ④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。 ⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 ⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるもので

改正後	現 行
<u>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u> (3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑯の規定を準用する。 <u>(4) ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</u> <u>(5) 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の3の日常生活支援情報提供加算については、第2の3の(7)の⑨の規定を準用する。</u> <u>(6) 居住支援連携体制加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の4の居住支援連携体制加算については、第2の3の(7)の⑩の規定を準用する。</u> <u>(7) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算については、第2の3の(7)の⑪の規定を準用する。</u> 第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	あること。 <u>(新設)</u> (3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑯の規定を準用する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	現 行
づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1 計画相談支援費の算定について （1） 基本的な取扱いについて 指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。	第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1 計画相談支援費の算定について （1） 基本的な取扱いについて 指定計画相談支援の提供に当たっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。）</u>に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 ① 指定サービス利用支援 （一） サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第6号） （二） サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第9号及び第12号） （三） サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第10号及び第13号） （四） サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第11号） ② 指定継続サービス利用支援 （一） 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者

改 正 後	現 行
③ <u>機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費）の取扱いについて</u> <u>（一）趣旨</u> <u>機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</u> <u>（二）基本的取扱方針</u> <u>当該報酬の対象となる事業所は、</u> <u>・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること</u> <u>・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。</u> <u>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u> <u>（三）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省</u>	への面接等（同条第3項第2号） （二） サービス等利用計画の変更についての①の（一）から（四）までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで） <u>（新設）</u>

改 正 後	現 行
<u>告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</u> <u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u> <u>ア 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）について</u> <u>（ア）（1）関係</u> <u>一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。</u> <u>a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u> <u>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。</u> <u>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。</u> <u>（イ）（1）の(イ)関係</u> <u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u>	

改 正 後	現 行
<u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u> <u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u> <u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u> <u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u> <u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u> <u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u> <u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u> <u>(g) その他必要な事項</u> <u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u> <u>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u> <u>(ウ) (1)の㊦関係</u> <u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能である</u>	

改 正 後	現 行
<u>こと。</u> <u>(エ) (1)の(三)関係</u> <u>相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</u> <u>(オ) (1)の(四)関係</u> <u>機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u> <u>(カ) (1)の(六)関係</u> <u>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u>	

改 正 後	現 行
<u>(キ) (1)の(七)関係</u> <u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>(ク) (1)の(八)関係</u> <u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u> <u>(ケ) (1)の(九)関係</u> <u>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u> <u>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指</u>	

改 正 後	現 行
<u>定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</u> <u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u> <u>(コ) (2)関係</u> <u>アの（ア）に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの（イ）～（オ）及び（ケ）の規定を準用すること。</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u> <u>ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u>	

改 正 後	現 行
<u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(ニ)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u> <u>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場 合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(一)については、アの（イ）～（カ）まで、（ク）及び（ケ）の規定を準用すること。</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u> <u>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業</u>	

改 正 後	現 行
<u>所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場 合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。</u> <u>ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(㉔)については、当 該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定 特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員 を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相 談支援専門員であること。</u> <u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相 談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支 障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にある それ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないもの とする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業 所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場 合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。</u> <u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(㉔)について は、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用す ること。</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(2)の(㉔)については、常 勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名 以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u>	

改 正 後	現 行
<u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第 1 号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第 1 号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ) 及び (ケ) の規定を準用すること。</u> <u>なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについても同様である。</u> (2) 取扱件数の取扱いについて <u>(削る)</u>	(2) 取扱件数の取扱いについて <u>基本単位のサービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を区分するための取扱件数については、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の</u>

改 正 後	現 行
<u>(1)</u>により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を適用する件数となる。	<u>員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</u> <u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u> <u>上記方法</u>により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を適用する件数となる。 （3） サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、（2）において算定した件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 （4） 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて

改 正 後	現 行
	継続サービス利用支援費については、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。 (5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。 (6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たっ

改 正 後	現 行
4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。 <u>(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月</u>	て指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。 (7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。 2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の注9の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑯の規定を準用する。 3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第2の2の(1)の⑰の規定を準用する。 4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。 (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 (2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>が経過する日以後に月 2 回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合</u> <u>なお、上記（３）の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。</u> <u>ただし、初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</u> <u>5 主任相談支援専門員配置加算について</u> <u>（１）趣旨</u> <u>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を 1 名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</u> <u>（２）算定にあたっての留意事項</u> <u>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u> <u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</u>	<u>（新設）</u>

改 正 後	現 行
<u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> <u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u> <u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u> <u>エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加</u> <u>(3) 手続</u> <u>この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u> <u>(削る)</u>	<u>5 特定事業所加算の取扱いについて</u> <u>(1) 趣旨</u> <u>特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</u> <u>(2) 基本的取扱方針</u> <u>当該加算の対象となる事業所は、</u> <u>・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立し</u>

改 正 後	現 行
	<u>た事業所であること</u> ・ <u>常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること</u> <u>が必要となるものである。</u> <u>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u> <u>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</u> <u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u> <u>① 特定事業所加算(Ⅰ)について</u> <u>ア (1)関係</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。ただし、3名（主任相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u>

改 正 後	現 行
	<u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該３名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>イ (２)関係</u> <u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u> <u>(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u> <u>ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u> <u>イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u> <u>ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u> <u>エ 保健医療及び福祉に関する諸制度</u> <u>オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u> <u>カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u> <u>キ その他必要な事項</u> <u>(二) 議事については、記録を作成し、５年間保存しなければならないこと。</u> <u>(三) 「定期的」とは、概ね週１回以上であること。</u>

改 正 後	現 行
	<u>ウ (3)関係</u> <u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</u> <u>エ (4)関係</u> <u>主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u> <u>オ (5)関係</u> <u>特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u> <u>カ (7)関係</u> <u>取扱件数については、第4の1の(2)と同様である。</u> <u>② 特定事業所加算(Ⅱ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(2)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u>

改 正 後	現 行
	<u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該３名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>なお、厚生労働大臣が定める基準第２号ロの（１）及び（３）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u> ③ 特定事業所加算(Ⅲ)について <u>厚生労働大臣が定める基準第２号ハの（３）については、常勤かつ専従の相談支援専門員３名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、２名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該２名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>なお、厚生労働大臣が定める基準第２号ハの（１）及び（２）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u>

改正後	現 行
6 入院時情報連携加算の取扱いについて	<u>④ 特定事業所加算(Ⅳ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u> <u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(1)及び(2)については、①のイ及びエ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u> <u>(4) 手続</u> <u>本加算を取得した特定相談支援事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u>

改正後	現 行
(3) 手続 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録<u>(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)</u>を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。 7 退院・退所加算の取扱いについて	6 入院時情報連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。 ① 入院時情報連携加算（Ⅰ） 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。 ② 入院時情報連携加算（Ⅱ） ①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。 (3) 手続 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。 7 退院・退所加算の取扱いについて

改 正 後	現 行
(3) 手続 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	(1) 趣旨 病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をして利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下、第4において「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。 なお、利用者に関する必要な情報とは、第4の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。 (2) 算定に当たっての留意事項 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。 (3) 手続 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

改 正 後	現 行
<u>(削る)</u> 8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 <u>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。</u> <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（1）及び（4）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。</u> <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（1）の「作成等に協力する場合」、同（4）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当</u>	ならない。 <u>ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</u> 8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 <u>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、当該利用者を担当している相談支援専門員が、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）に出向く等により、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合に、加算するものである。</u> <u>ここでいう「作成に協力を行った場合」とは、具体的には、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいう。</u>

改 正 後	現 行
<u>該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</u> <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（2）及び（5）の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。</u> （2） 算定に当たっての留意事項 <u>当該加算は、（1）記載の場合、障害福祉サービス等を利用して</u> <u>いる期間においては、1月につき計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（1）から（6）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u> <u>例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、1月に居宅等を2回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u> <u>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</u> <u>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるもの</u>	（2） 算定に当たっての留意事項 <u>当該加算を算定した利用者に係る居宅サービス計画等の作成を行った指定居宅介護支援事業所等において、6月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定することはできないことに留意すること。</u> <u>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できるものである。</u>

改 正 後	現 行
<u>10 集中支援加算について</u> <u>(1) 趣旨</u> <u>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</u> <u>ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</u> <u>(2) 算定にあたっての留意事項</u> <u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</u> <u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も</u>	ものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。 (3) 手続 第4の7の(3)の規定を準用する。 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</u> <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の注中（３）の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。</u> <u>なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様に、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</u> <u>また、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</u> <u>（３） 手続</u> ① <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の注中（１）を算定する場合は、第四の 8（３）の②の規定を準用する。</u> ② <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の注中（２）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u> ③ <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の注中（３）を算定する場合は、第四の 8（３）の③の規定を準用する。</u> <u>11 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u>	<u>10</u> サービス担当者会議実施加算の取扱いについて

改 正 後	現 行
(3) 手続 <u>第四の10 (3) の②の規定を準用する。</u> <u>12</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて	(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。 (2) 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 (3) 手続 サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 <u>11</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて (1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳

改正後	現 行
<u>13</u> 行動障害支援体制加算の取扱いについて	細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。 なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。 ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況 ウ その他必要な事項 (2) 算定に当たっての留意事項 1 人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。 (3) 手続 (1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 <u>12</u> 行動障害支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

改正後	現 行
<u>14</u> 要医療児者支援体制加算の取扱いについて (2) 手続	なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 (2) 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 <u>13</u> 要医療児者支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

改正後	現 行
第4の<u>13</u>の(2)の規定を準用する。 <u>15</u> 精神障害者支援体制加算の取扱いについて	(2) 手続 第4の<u>12</u>の(2)の規定を準用する。 <u>14</u> 精神障害者支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。 ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1－17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2－21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 (2) 手続 第4の12の(2)の規定を準用する。
<u>16</u> ピアサポート体制加算	

改正後	現 行
<u>計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3の（7）の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と、「都道府県が」とあるのは、「市町村が」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。</u> <u>17</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて	<u>（新設）</u> <u>15</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて （1）趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 （2）算定に当たっての留意事項 当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

改正後	現 行
<u>18</u> 地域体制強化共同支援加算	また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。 なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。 (3) 手続 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 <u>16</u> 地域体制強化共同支援加算 (1) 趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な

改 正 後	現 行
	運用を図られるよう留意されたい。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。 なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。 なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。 (3) 手続 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。